

[資料:社会文教常任委員会]  
各町奨学金貸与関連条例規則等一覧表

(1) 檜山管内5町(江差町除く)及び渡島管内3町を調査

(2) 条例制定状況

- ・職種を限定しない奨学金条例→全8町制定済み
- ・医師を含む医療職全般にわたる奨学金条例→せたな町、奥尻町(個別制定(医師、保健師、医療職全般の3条例))、松前町(個別制定(看護師、医療職全般の2条例))
- ・医師を除く医療職の奨学金条例→今金町
- ・保健師、助産師、看護師の奨学金条例→厚沢部町、福島町
- ・保健師のみの奨学金条例→上ノ国町
- ・医療職に関する奨学金条例を設けていない→江差町、知内町

(3) 実績調査

・各町に調査依頼→医療職に係る条例についてのみ調査(特記事項欄に記載)

町名	条例名	貸与対象者	貸与の具体的な内容	特記事項(免除)	施行年月日	備考(実績)
江差町	江差町奨学金貸与条例	保護者が江差町に住所を有する者の子女であり、学校等に在学し、学業人物ともに優秀かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者。	高等学校等 月額12,000円以内 大学等 月額24,000円以内 入学一時金 高等学校等 50,000円以内 大学等 100,000円以内	・死亡、高度障害等 ・看護師等の町内一定期間(その学校の就学期間)就職	S40.4.1	
	江差町医師研究資金貸与条例	道立江差病院において勤務する医師であって1年以上継続して勤務する意志を有する者。	貸与期間:3年を限度、無利息 医師免許5年目以下 (1)100万円(2)150万円(3)200万円 医師免許6年目以上 (1)200万円(2)250万円(3)300万円	・貸与期間を継続して勤務したとき ・死亡等	H25.4.1 H30.3.31まで	
上ノ国町	上ノ国町奨学資金貸付条例	本町に在住する者の子弟にして、学校等に在学する優秀な生徒で、経済的理由により修学困難な者。	大学・正看護師養成機関 月額40,000円 高専・専修学校 月額30,000円 高等学校等 月額20,000円	・看護師免許取得日から3年間、町内の医療機関にて勤務した場合 ・死亡等	S46.4.1	
	上ノ国町保健職員養成修学資金貸付条例	保健師養成所等に在学し、将来上ノ国町職員として保健業務に従事しようという者	保健師修学資金 月額20,000円以内	・保健師免許取得日から3年間、上ノ国町職員として保健業務に従事した場合 ・死亡等	S52.4.1	
厚沢部町	厚沢部町奨学資金貸付条例	本町に在住する者の子弟にして、学校等に在学する優秀な生徒で、経済的理由により修学困難な者。	大学・専修学校 月額30,000円(医学部は月額200,000円以内、薬学生医学部は月額100,000円以内) 高等学校等 月額14,000円	・死亡等 ・農業高等学校卒業後本町で5年間農業に従事したとき	S41.4.1	
	厚沢部町看護職員等養成修学資金貸付条例	・保健師修学資金→将来町において看護業務等に従事しようとするもの ・助産師修学資金→将来国保病院において看護業務等に従事しようとするもの ・看護師修学資金→将来国保病院において看護業務等に従事しようとするもの	保健師・助産師・看護師修学資金 月額20,000円以内	・免許取得日からその学校の就学期間を町又は国保病院において看護業務等に従事した場合 ・死亡等	S48.4.1	・現在貸付なし ・H24年度までの実績保健師12人(全員免除) ・免除金額288万円
せたな町	せたな町奨学資金貸付条例	保護者がせたな町に住所を有し、学校等に在学。学業人物ともに優秀かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者。	大学 月額38,000円 高等・専門学校等 月額23,000円 高等学校 月額15,000円	・死亡等 ・せたな町内において農業又は漁業の經營若しくはこれらに従事し、引き続きその期間が2年を超えたとき	H17.9.1	
	せたな町医療職等奨学資金貸付条例	将来せたな町職員として、医師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師等の業務に従事しようとする者。	月額 200,000円以内 規則において定義 医師等養成施設 月額200,000円以内 薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師 月額60,000円以内	・免許取得日からその学校の就学期間をせたな町職員として従事した場合 ・死亡等	H17.9.1	・現在 医師1人(月額200,000円)、看護師2人(月額60,000円)貸付 ・H24年度までの実績看護師3人(免除1人) ・免除金額315万円
今金町	今金町奨学資金貸付基金条例	今金町に居住するものの子弟であって学費の支弁が困難であり、身体健全、学業成績優秀で性行善良である者。	高等学校等 月額国公立15,000円以内、私立20,000円以内 高専等 月額国公立20,000円以内、私立25,000円以内 短大 月額国公立23,000円以内、私立28,000円以内 大学 月額国公立25,000円以内、私立30,000円以内 専門大学 月額国公立30,000円以内、私立35,000円以内	・死亡等	S46.4.1	
	今金町国民健康保険奨学金貸与条例	保健師・助産師・看護師・社会福祉士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士等の学校に入学し、かつ本町に勤務する希望を有する者。	町長、国保病院長、介護老人保健施設所長と協議し決定 月額 60,000円以内	所定の期間を本町に勤務した者 ・保健師、助産師 4年以上 ・看護師、介護福祉士 3年以上 ・理学療法士、作業療法士 4年以上	S36.4.1	・現在看護師1名、作業療法士1名貸付 ・H24年度までの実績(免除→看護師10人、介護福祉士12人、作業療法士3人) ・免除金額3,228万円

町名	条例名	貸与対象者	貸与の具体的な内容	特記事項(免除)	施行年月日	備考(実績)
奥尻町	奥尻町奨学資金貸付条例	奥尻町に在住する者の子弟で学校等に在学する優秀な生徒並びに学生で経済的理由により、支弁が困難であり、身体健全、学業成績優秀で性行善良である者。	高等学校 月額20,000円以内 高専、専門学校、短大 月額30,000円以内 大学 月額50,000円以内	・死亡等	S63.3.22	
	奥尻町保健師修学資金貸付条例	保健師等養成学校等に在学し、将来奥尻町において、保健師として勤務しようとする者。	4年以内、月額60,000円以内	・免許を取得後1月以内に奥尻町の職員となり、かつ引き続き奥尻町職員としてその在職期間が3年に達したとき ・死亡等	S56.4.1	・現在貸付なし ・H24年度までの実績保健師3人(免除3人)
	奥尻町医療職員奨学資金貸付条例	臨床検査技師、衛生検査技師、診療エックス線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師の学校に在学し、将来奥尻町国保病院及び診療所に勤務する者	月額50,000円以内 町長が特に認める場合は100,000円以内	・免許取得日からその学校の就学期間勤務した場合 ・死亡等	S45.3.18	・現在 看護師2人貸付 月額100,000円
	奥尻町医師修学資金貸付条例	大学で医師課程に在学中で、将来奥尻町において医師として勤務しようとする者。	月額100,000円以内	・免許を取得後1月以内に奥尻町の職員となり、かつ引き続き奥尻町職員としてその在職期間が貸付年数に達したとき ・死亡等	S59.3.22	・現在貸付なし
松前町	松前町奨学資金条例	本町民であって、各学校に在学、入学を希望し、身体健全、学業成績優秀で性行善良である者。	予算の範囲内で、本人の希望、家庭事情を参照し決定	免除規定なし	S44.3.14	
	松前町病院事業修学資金貸付条例	看護師養成所等に在学し、卒業後直ちに松前町立松前病院において看護職員の業務に従事しようとする者。	月額80,000円以内	・免許を取得後直ちに病院で看護業務に従事した場合において、引き続き従事した期間が貸付期間の1.5倍に相当する期間に達したとき ・死亡等	H19.3.23	・現在 看護師10人貸付 ・H24年度までの実績看護師12人(免除2人) ・免除金額192万円 ・今後免除予定2人、192万円
	松前町医療従事者養成修学資金貸付条例	松前町に在住する者の子(町長が特に認めた場合はこの限りない)で、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師及び准看護師等の学校に在学し、将へ松前町の職員として又は松前町内の医療施設において医療業務に従事しようとする者。	医師、歯科医師 月額150,000円以内 薬剤師、診療放射線技師 月額60,000円以内 臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師及び准看護師 月額50,000円以内	・免許取得後速やかに松前町内で医療業務に従事した場合において、引き続き従事した期間が貸付期間の1.5倍に相当する期間に達したとき ・死亡等	H11.3.23	・現在貸付なし ・H24年度までの実績医師1人、助産師1人、看護師28人、保健師10人、作業療法士2人、臨床検査技師1人、歯科技工士2人、歯科衛生士1人、薬剤師1人計47人(免除→看護師9人、保健師7人、臨床検査技師1人、歯科技工士1人計18人) ・免除金額1,235万円
知内町	知内町奨学資金貸付条例	知内町住民の子弟で、各学校に在学し、身体健全、学業成績良好しかも性行善良なる者。	高等学校 自宅通学月額20,000円以内、自宅外通学月額25,000円以内 高専(前期)、専修学校 月額25,000円以内 高専(後期)、短大、大学 月額30,000円以内	・死亡等	S47.3.6	
福島町	福島町奨学資金条例	福島町住民の子弟で、各学校に在学し、身体健全、学業成績良好しかも性行善良なる者。	高等学校 自宅通学月額10,000円以内、自宅外通学月額15,000円以内 高専、専修学校、短大 月額20,000円以内	減免規定あり(全額免除なし)	S49.3.22	
	福島町小笠原実奖学金基金条例	専修学校又は各種学校のうち、福祉・医療分野の学校に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な者。	月額20,000円以内	減免規定あり(全額免除なし)	H13.3.13	
	福島町花田俊勝奖学金基金条例	大学、短大(2年制除く)、専修学校の専門課程(3年以上)に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な者。	月額30,000円以内	減免規定あり(全額免除なし)	H17.12.26	
	福島町看護職員修学資金条例	指定養成施設に入学し、卒業後に福島町の区域内において保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に従事しようとする者。	保健師、助産師 月額50,000円以内 看護師 月額20,000円以内 准看護師 月額10,000円以内	・免許取得後速やかに、町内において看護職員の業務に従事した場合において当該従事期間が3年に達したとき ・死亡等	S59.3.15	・現在貸付なし ・H24年度までの実績保健師8人、看護師1人(免除→保健師7人、看護師1人) ・免除金額492万円
参考 羽幌町	羽幌町助産師看護師修学資金貸付条例	指定養成施設に入学し、羽幌町内の医療機関に助産師又は看護師として勤務しようとする者。	月額50,000円以内 6年以内	・町内の医療機関に勤務した期間が修学資金貸付期間に達したとき ・死亡等	H24.12.19	